

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年 5月28日現在

機関番号：12501

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2009-2011

課題番号：21530112

研究課題名（和文）アルトジウスの政治思想と16世紀における政治概念の変容についての考察

研究課題名（英文）A Studies on the Political Thought of Johannes Althusius and the Transformation of the Political Concept

研究代表者 関谷 昇(SEKIYA NOBORU)

千葉大学・法経学部・准教授

研究者番号：00323387

研究成果の概要（和文）：

本研究は、16-17世紀ドイツの法・政治学者ヨハネス・アルトジウス（1557-1638）の政治思想を取り上げた。アルトジウスは、古代ギリシアから継承されてきた「政治」概念を「共生」の思想によって再構成し、主権国家をめぐる議論に新しい可能性をもたらした。本研究では、この「共生」の知的源流を明らかにすることによって、アルトジウスが構想した多層的秩序を多角的に解明し、またその現代的意義を明らかにした。

研究成果の概要（英文）：

This study covered the political thought of Johannes Althusius, who was political and law scientist of in16 -17th. Althusius reconfigured the concept of "coexistence", which has been inherited from ancient Greece. He opened the new possibilities of national sovereignty by his new concept. In this study, I will clarify the principle of the multi-layered order and its contemporary significance.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,400,000	420,000	1,820,000
2010年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2011年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	2,900,000	870,000	3,770,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：政治学・政治学

キーワード：社会契約、補完性原理、主権、抵抗権、共同体、連邦制

1. 研究開始当初の背景

もともとアルトジウスは、17世紀初頭にいくつかの著作を公刊するが、その後は忘却さ

れた存在であった。団体論が注目された19世紀に、ようやく法学者ギールケによってようやく発見されるに至った。その後は、ボダ

ンに由来する主権国家論へのオルタナティブとして、20世紀初頭の多元的国家論でもとりあげられ、さらには近年、EU統合の理論的支柱となった補完性原理の思想史的源流として、再注目されている。

日本におけるアルトジウス研究は、これまで国家論の一部で取り上げられるにすぎず、近年も補完性原理とのかかわりに限定された形で論じられる傾向が強い。しかし、その政治概念の解明をはじめ、本格的にアルトジウスの全容を解明する研究は存在していない。

本研究は、その全容解明に向けて、まずは政治概念に焦点を合わせ、アルトジウスの政治思想の読解を試みるものである。

2. 研究の目的

海外のアルトジウス研究をめぐる動向には幾つかの問題点がある。

第一は、主著『政治学』に限定されているという点である。もともとローマ法研究に精通していたアルトジウスは、ローマ法に変わる新しい法体系を構想していたのであり、それらを含めたトータルな思想体系を解明しなければ、アルトジウスの思想を理解することはできない。

第二に、従来の法学概念を借用した政治概念に対して新たな政治概念を対置させたところにアルトジウスの画期があるにもかかわらず、政治と法との関係をめぐる議論がほとんど見られないことである。新たな政治概念を基礎づけた共生概念はいかなる要素から導かれているのか、解明する必要がある。

第三に、アルトジウスの現代的意義が連邦制や補完性原理をめぐる議論に限定されている点である。これまでの研究蓄積からすればこの傾向はやむをえないが、より本格的な思想史研究に基づいて新たな側面に光が当てられなければならない。

本研究の目的は、第一に、初期近代におけるカルヴィニズムを背景とした暴君放伐論が、アルトジウスによっていかにとらえ、自らの思想体系に継承されたかという点の解明である。とりわけ、聖書解釈と契約思想の関係に注目しながら、抵抗権思想の再構成という側面を浮かび上がらせる。

第二に、主権論の新たな可能性の解明である。宿敵ボダンの主権論を換骨奪胎すること

によって明らかにされた多層的主権秩序は、従来の立憲主義や自然法思想に新たな側面をもたらしたが、そこにはいかなる意味と可能性があったのかを解明する。アルトジウスによるボダンやバークレイの読解の是非から始まり、合わせてドイツの団体主義から導かれている秩序観を明らかにする。

第三に、従来のローマ法受容のあり方はいかなる異議を唱え、そこからいかなる意味での新しい法体系を構築しようとしたかという点である。アルトジウスの提起した新たな公私観がいかなる意味を持ち、政治と法の関係に影響を与えたのかという点を明らかにする。そのためには、16世紀におけるローマ法研究の問題状況を明らかにし、その中でアルトジウスがいかなる問題意識を持ってラムス主義の方法論を採用し、法体系の再構成を試みようとしたのかを検討しなければならない。その上で、政治と法との違いを明らかにすることに拘ったアルトジウスの狙いを分析する。

以上の研究目的を遂行することによって得られる成果は、近代社会契約説研究の発展に大きく寄与することになる。アルトジウスに関する初めての本格的な包括的研究になるとともに、16～17世紀の思想史研究において自明視されてきた政治概念とそれに関わる諸観点に対して、新たな側面を提示することができると考えている。とりわけ、社会契約説研究として言えば、中世から近代への思想史的連続性の中で社会契約説が有した意義を明らかにすることによって、社会契約の主体が「個人」ではなく「諸団体」であることを基軸に、「国家対個人」「自然対作為」といった二項対立的パラダイムとは異なる秩序編成のあり方を示すことができる。

3. 研究の方法

大枠としては、まず、従来のアルトジウスの研究動向を包括的に調査する。具体的には、まず19世紀から20世紀前半の体系的な研究に注目し、思想史内在的な観点から見出される問題点を明らかにする。

次に、20世紀後半の論点別個別研究を注目することによって、ラムス主義の方法論の採用、アリストテレスの自然観・人間観の再構成、ローマ法の受容、カルヴィニズムの継承をめぐる見解の対立を明らかにし、見解の相

違が生まれる背景を掘り下げる。

さらに、J.G.A.ポーコック、Q.スキナー、J.スコット、J.サマヴィルら近年の政治思想史研究の動向も踏まえながら、暴君放伐論と主権論との関係をめぐる様々な理解を踏まえつつ、アルトジウスの思想史的立場づけを明らかにする。

以上を踏まえ、本研究は、特に政治と法との対比というところに、方法の力点を置いて作業を進める。とりわけ、政治学体系と法学体系との異同に注目して解明を試みることにする。政治学的思考と法学的思考との関係は、家族・仲間団体・都市・州・国家という各生活共同体の社会編成の問題、ローマ法とカルヴィニズムとの関係をめぐる問題の基層にあるものであることから、アルトジウスの視点が持つ意味を解明することにつながる。

アルトジウスの著作『政治学』『ローマ法論』『市民的対話論』の読解作業は、こうした作業と平行する形で本格的に展開される。これまでは、テキスト別ないしは論点別の研究に分かれる傾向があったが、テキスト間の関係をも解き明かすといった作業も試みる。

また、本研究は、こうした純粋思想史研究に留まらず、アルトジウスの政治思想の現代的意義という点にも踏み込むものである。EU統合の文脈における補完性原理の援用もさることながら、その基底にある自治論に注目することは、極めて有効であると思われる。とりわけ、アルトジウスの政治概念が自治の考え方にもたらす意味について考察することを試みる。

なお日本には、暴君放伐論関連やそれらを批判した主権論の資料はほとんど存在しないので、イギリス・ドイツ・オランダを中心に徹底した収集を行う。これまでの予備的考察では、これらに関する資料収集を進めることができていなかったため、この年度では関係大学、図書館、研究機関を巡り、他では入手不可能な資料を中心にさらなる調査を行う。

また、政治思想史に関する知見のみでは作業が困難になることが予想される。そこで、宗教改革に関する神学研究、アリストテレスに関する哲学研究、中世政治に関する歴史研究の専門家との研究協力体制を構築し、多角的な助言・協力に仰ぐことによって、より効果的な進展が臨めるような工夫をしていく

ことを予定している。必要に応じて、国内外の研究者を訪問ないしは招聘し、研究の進捗状況について検討する機会を確保していく

4. 研究成果

アルトジウスの研究動向を整理すると、次の傾向があることがあることが、改めて確認された。

まず、①19世紀から20世紀前半における多元的国家論の研究動向の中でアルトジウスを位置づけ、連邦制論や補完性原理に注目したもの、②ヨーロッパ統合の思想史的源流としてアルトジウスにおける下からの主権的国家論を特徴づけるものなど、現代との接点を念頭に置いた研究がある。次に、③アリストテレスの自然観・人間観・政治観の再構成として、アルトジウスの *consociatio* をはじめとした共同体観をとらえるもの、④ローマ法の受容の観点からアルトジウスの解読を試みるもの、⑤カルヴィニズムの文脈にアルトジウスを位置づけ、抵抗権思想や立憲主義思想の系譜として注目する政治思想史研究がある。研究動向としては①②が圧倒的に多く、また③④⑤も『政治学』を中心としたものがほとんどであった。

アルトジウスの「共生」概念は、アルトジウスがラムス主義の方法論を採用していたことから、実に多様な知的源流を有していることが明らかとなった。しかも、その多様な知的源流を統合させているものは、アリストテレスのゾーン・ポリティコンの考え方を正面から継承した「生活共同体」にある。この生活共同体を軸とした思想構造こそが、アルトジウスの政治思想の根源を支えていることができる。

その上でアルトジウスは、「政治」を「人々の生活共同体を確立し、育み、保持するという目的のために人々を結合する技術」ととらえ、「共生」を具現化する営みであると理解している。『政治学』において展開された家族／仲間団体／都市／州／固化という多層的秩序論は、それを基盤としたものであり、さらにその延長において主権論を導き出したことは、アルトジウスの特異さを物語っていた。

また、アルトジウスの統治の構造と法の支配の特徴は、『政治学』はもとより、『ローマ法論』においても本格的に展開されている。

権利と裁判をめぐるアルトジウスのローマ法解釈は、法学提要の体系の欠陥を詳細かつ適切に指摘するものであり、ローマ法の素材を徹底的に異なる仕方で編成したものであった。法学概念を緻密に区分けする方法は、やはりラムス主義の影響であるが、アルトジウスは、それによって公法全体を市民法体系の中に組み込むことを試みた。それは、『政治学』と軌を一にするものであることが改めて分かった。

こうした研究成果からは、さらにいくつかの派生的な課題も生じた。まず、アルトジウス研究においてはほとんど着目されない中世都市論という射程である。アルトジウスの公的生活共同体の基軸は「都市」であり、生活共同体論の現実的基盤は、中世以来の自治都市に由来している。

また、本研究は人民主権論の解明において、アルトジウスとルソーとの類似性が改めて浮かび上がった。ギールケらの指摘とは異なる人民主権論と自治の可能性は今後の課題である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 2 件)

1, 関谷 昇「自治体における市民参加の動向と行方——「共有」としての作為に向けて——」、『千葉大学法学論集』、第 26 巻第 1・2 号、2012 年、125-191 頁、査読無

2, 関谷 昇「アルトジウスと補完性原理——“symbiosis”と“consociatio”をめぐる政治 ——」、『千葉大学人文社会科学研究』第22巻、2011年、17-31頁、査読無

[学会発表] (計 1 件)

1, 関谷 昇「ヨハネス・アルトジウスの政治思想とその現代的意義——カルヴィニズムと政治をめぐる一側面——」、アジア・カルヴァン学会、2009 年 4 月 25 日、立教大学

6. 研究組織

(1) 研究代表者

関谷 昇(SEKIYA NOBORU)
千葉大学・法経学部・准教授
研究者番号：00323387

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：